東の地域に限る。）、恩智中町（恩智川以東の地域に限る。）、恩智南町（恩智川以東の地域に限る。）、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北（恩智川以東の地域に限る。）、上之島町南（恩智川以東の地域に限る。）、教興寺、黒谷、郡川、高安町北（恩智川以東の地域に限る。）、高安町南（恩智川以東の地域に限る。）、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町（恩智川以東の地域に限る。）、東山本町（恩智川以東の地域に限る。）、福栄町及び水越並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽東、昆陽南、桜ケ丘、清水、下河原、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ケ丘、瑞ケ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、小林（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、金井町、亀井町、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）、寿町、小浜、末広町、高松町、鶴の荘、東洋町、中州（県道十六号線以北の地域に限る。）、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、福井町、星の荘、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）、三笠町、美座、南ひばりガ丘、美幸町、売布、売布東の町、山本西、山本野里、山本丸橋及び弥生町

附　則

この省令は、令和元年十二月二十六日から施行する。

以東の地域に限る。）、恩智南町（恩智川以東の地域に限る。）、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北（恩智川以東の地域に限る。）、上之島町南（恩智川以東の地域に限る。）、教興寺、黒谷、郡川、高安町北（恩智川以東の地域に限る。）、高安町南（恩智川以東の地域に限る。）、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町（恩智川以東の地域に限る。）、東山本町（恩智川以東の地域に限る。）、福栄町及び水越並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽東、昆陽南、桜ケ丘、清水、下河原、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ケ丘、瑞ケ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、小林（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、金井町、亀井町、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）、寿町、小浜、末広町、高司、高松町、鶴の荘、東洋町、中州（県道十六号線以北の地域に限る。）、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、福井町、星の荘、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）、三笠町、美座、南ひばりガ丘、美幸町、売布、売布東の町、山本西、山本野里、山本丸橋、山本南及び弥生町

○経済産業省令第四十三号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中カーボヴェルデの項を次のように改める。

